

岩手県告示第145号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第39条第1項の規定に基づき、岩手県産業再生復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する個人事業者又は法人（以下「指定事業者」という。）を次のとおり指定した。

平成26年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定事業者の氏名又は名称	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	復興推進事業の業種	指定年月日
株式会社ケイ・エムアクト	一関市字沢297番地14	輸送用機械器具関連産業	平成25年8月29日